

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	2. 南部保健福祉センター施設改修事業費			
項	1. 社会福祉費	細事業名				
目	8. 南部保健福祉センター費	担当課・係	南部児童センター	(執行課: 南部児童センター)		

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	1,539	要求										1,539
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード		事業番号									
		総事業費			事業期間								
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) (市)佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 複合施設「南部保健福祉センター」の適切な維持管理を行い、保健・福祉サービスの充実を図る。	(事業の目的) 各施設の事業が円滑に実施できるように、建物及び設備の修繕・改修を行う。	(事業の効果) 利用者が安全かつ快適に施設を利用でき、また、各施設が事業を円滑に実施していくことにより、保健・福祉サービスの充実が図られる。
(事業実施上の問題点) 施設及び設備の老朽化	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 利用者の快適性、安全面

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	4. ファミリーサポートセンター事業費		
項	3. 児童福祉費	細事業名			
目	1. 児童福祉総務費	担当課・係	子育て支援課	(執行課: 子育て支援課)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	国庫支出金	県支出金								一般財源
要求額	2,512	8,274	要求	1,400	1,112								5,762
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード								事業番号			
		総事業費								事業期間			
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 次世代育成支援対策推進法											

<事業に関する説明>

(事業の説明) 援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、地域において子育てを助け合う組織であるファミリーサポートセンター事業を民間事業者に委託し、子育ての協力会員(提供会員)と利用会員の募集、相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における子育て支援の一助とする。	(事業の目的) 労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行うことにより、労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。	(事業の効果) 会員相互の組織により、地域における子育て力の復活が期待できる。また、多様化する保育ニーズへの対応も可能となる。
(事業実施上の問題点) ・担当課の事務量が年々増加しており、職員への負担が大きい。 ・事業実施に当たり、協力会員(提供会員)を各地域において均等に確保できるかどうか課題である。 ・更新時の事業者の選考に当たっては、利用方法など事業の継続性等に配慮し、利用者の利便性維持向上に十分留意する必要がある。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	5. 病児・病後児保育事業費		
項	3. 児童福祉費	細事業名			
目	1. 児童福祉総務費	担当課・係	子育て支援課	(執行課: 子育て支援課)	

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	県支出金	分担金及び負担金							一般財源
要求額	6,166	9,018	要求	4,966	1,200							2,852
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*		事業番号									
		総事業費		事業期間									
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)  
 児童福祉法  
 病児・病後児保育事業実施要綱

<事業に関する説明>

(事業の説明) 市内に居住している0歳から小学校3年生までの児童、又は市内保育園、幼稚園もしくは小学校に通う児童が、病気の回復期で集団保育等が困難な期間、又は病気の回復期ではないが当面病状の急変が認められない場合、病院又は診療所で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立及び児童の健全な育成を図り、もって多様な保育サービスの提供に資する。	(事業の目的) 保護者の子育てと就労の両立等、多様な保育サービスの提供に資する。	(事業の効果) 保護者の子育てと就労の両立及び児童の健全な育成が期待できる。
(事業実施上の問題点) 保育園では設備等の問題から実施が困難なため、医療機関への委託という形での実施となるが、受託医療機関の選定や円滑な事業運営のための課題整理が必要である。	(前年度からの見直し点) 平成23年度より事業開始予定	(見積についての特記事項) 佐倉市次世代育成支援行動計画(後期計画)の目標事業量である、1か所(定員3名を4名に増)での実施を目指す。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	7. ひとり親家庭等自立支援費		
項	3. 児童福祉費	細事業名			
目	2. 児童措置費	担当課・係	児童青少年課	(執行課: 児童青少年課)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	国庫支出金	県支出金								一般財源
要求額	4,042	8,356	要求	3,322	720								4,314
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*								事業番号			
		総事業費								事業期間			
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)  
母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱、佐倉市ひとり親家庭自立支援員設置規則  
佐倉市ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に関する規則他

<事業に関する説明>

(事業の説明) ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、 ①自立支援教育訓練給付金事業、②ひとり親家庭日常生活支援事業、 ③ひとり親家庭自立支援員の雇用、④高等技能訓練促進費等事業を行う。	(事業の目的) 自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親家庭日常生活支援事業、 ひとり親家庭自立支援員の雇用、並びに高等技能訓練促進費等事業を 行うことにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援する。	(事業の効果) ひとり親家庭の生活の安定と自立が図れる。
(事業実施上の問題点) 特になし。	(前年度からの見直し点) 母子家庭高等技能訓練促進費等支給事業については、平成22年8月 より実施した。	(見積についての特記事項) 特になし。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	2. ひとり親家庭等児童入学及び就職祝金支給事業費			
項	3. 児童福祉費	細事業名				
目	3. 母子福祉費	担当課・係	児童青少年課	(執行課: 児童青少年課)		

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	5,000	要求									5,000
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード		事業番号									
		総事業費			事業期間								
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市ひとり親家庭等児童入学及び就職祝金支給条例											

<事業に関する説明>

(事業の説明) 母子家庭・父子家庭の児童が、小学校、中学校及び高等学校に入学するとき、または中学校を卒業して就職するときに一定額の祝金を支給する。	(事業の目的) ひとり親家庭の経済的負担の軽減及び児童の勉学意欲の高揚を促し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。	(事業の効果) ひとり親家庭の経済的負担の軽減及び児童の勉学意欲の高揚を促進する。
(事業実施上の問題点) 母子家庭・父子家庭が、明確でないことから案内ができていない。	(前年度からの見直し点) (制度改正)平成21年度までは母子家庭のみを対象とした事業であったが、平成22年度から父子家庭も対象とした。	(見積についての特記事項) 父子家庭の実数の把握が困難であることから、他の制度(ひとり親家庭医療費助成制度)の利用者数をもとに算定した。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	7. 認可外保育施設利用者・運営助成費			
項	3. 児童福祉費	細事業名				
目	4. 保育園費	担当課・係	子育て支援課	(執行課: 子育て支援課)		

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	8,750	要 求										8,750
決定額			決 定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*		事業番号									
		総事業費			事業期間								
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令)											

< 事業に関する説明 >

<p>(事業の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている市内の施設に対し、職員・入所児童の健康診断等に要する経費及び損害保険に要する経費の助成を行う。</li> <li>市内在住で、認可保育園の待機児童が認可外保育施設に入所している場合、保護者に対し毎月の保育料助成を行う。</li> </ul>	<p>(事業の目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている、市内認可外保育施設の運営費等の負担軽減</li> <li>認可外保育施設を利用する、認可保育園待機児童の保護者負担を軽減する。</li> </ul>	<p>(事業の効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認可外保育施設は認可保育園と異なり、入園児の数も安定しにくく、経営に苦慮している。また、運営費等の補助制度が無かったが、民間保育園運営費等補助金交付要綱を参考に一部の事業に対し補助金を交付することで、運営の助成となり施設の金銭的な負担が軽減する。</li> <li>扶助費を支給することで、保護者の経済的な負担が軽減される。</li> </ul>
<p>(事業実施上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国、県からの補助が無い制度であり、財政状況の厳しい中で今後対象施設や、対象児童の増加があった場合、市単独事業として基準額を変えずに継続していくことができるか。</li> <li>認可保育園の開園が続き、対象児童の増加もあり担当課の事務量が年々増加しており、現在の職員配置では職員への負担が大きい。</li> </ul>	<p>(前年度からの見直し点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設運営費等補助金の対象施設が1施設増えると予測し、5施設で積算。</li> </ul>	<p>(見積についての特記事項)</p>

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	8. 保育園施設整備事業費			
項	3. 児童福祉費	細事業名				
目	4. 保育園費	担当課・係	子育て支援課	(執行課: 子育て支援課)		

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	県支出金									一般財源
要求額	4,414	24,648	要求	4,414									20,234
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード					事業番号						
		総事業費					事業期間						
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令)											

児童福祉法

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 老朽化した保育園の改修工事等を行う。	(事業の目的) 老朽化した保育園の施設及び設備を改修し、施設の安全性の確保と保育環境の向上を図る。	(事業の効果) 施設の安全性の確保と保育環境の向上が図られる。
(事業実施上の問題点) 老朽化に伴い、施設によっては大規模な改修工事等を要する。	(前年度からの見直し点)	(見直しについての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	9. 佐倉保育園改築事業費			
項	3. 児童福祉費	細事業名				
目	4. 保育園費	担当課・係	子育て支援課	(執行課: 子育て支援課)		

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	99,113	要求										99,113
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*		事業番号									
		総事業費			事業期間								
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 児童福祉法											

<b>&lt;事業に関する説明&gt;</b>		
(事業の説明) 佐倉保育園の新園舎を10年間のリース方式で整備する。併せて既存園舎の解体工事及び園庭等整備工事を行う。	(事業の目的) 佐倉保育園の現園舎については、耐震強度が不足し、老朽化も進行しているため、新園舎を整備する。	(事業の効果) 施設の安全性の確保と保育環境の向上が図られる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	10. 馬渡保育園改築事業費				
項	3. 児童福祉費	細事業名					
目	4. 保育園費	担当課・係	子育て支援課 (執行課: 子育て支援課)				

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	県支出金	地方債								一般財源
要求額	196,500	389,924	要求	76,000	120,500								193,424
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード								事業番号			
		総事業費								事業期間			
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)  
 児童福祉法  
 次世代育成支援対策推進法

<事業に関する説明>

(事業の説明) 平成22年度に引き続き新園舎建設を進め、保育環境を整備し、児童の安全確保を図るとともに、併せて地域の防災拠点機能を整備する。	(事業の目的) 老朽化した馬渡保育園園舎を改修し、児童の安全性の確保と保育環境の向上を図る。	(事業の効果) 保育環境及び児童の安全性の向上、定員増による待機児童対策、多様な保育サービスの提供に資することができる。
(事業実施上の問題点) 事業実施にあたり多大な経費がかかる。	(前年度からの見直し点) 平成21年度に実施設計を実施。平成22年度から23年度までの継続費事業として園舎改築事業を実施。その他、23年度単年度事業として備品購入、周辺道路拡張工事(外構工事含む)を実施予定	(見積についての特記事項) 工事期間中は、児童や保護者、近隣住民等の安全に配慮する必要がある。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	5. 地域子育て支援事業費		
項	3. 児童福祉費	細事業名			
目	6. 児童センター費	担当課・係	子育て支援課	(執行課: 子育て支援課)	

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	国庫支出金									一般財源
要求額	2,580	2,823	要 求	2,580									243
決定額			決 定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*						事業番号					
		総事業費						事業期間					
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 児童福祉法、次世代育成支援対策推進法											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 地域の子育て支援の拠点として活動する。 ・子育て親子の交流の場の提供 ・子育てに関する相談と援助 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習会の実施、地域に向いた地域支援活動の実施	(事業の目的) 保育園や公民館において親子交流の場を設け、地域の子育て支援の拠点として活動し、子育ての環境を整備する。	(事業の効果) 地域の親子が気軽に集え、交流・相談できる場の提供により育児不安・孤立感が軽減され、乳幼児の健全育成を図ることができる。
(事業実施上の問題点) ・各地域の公立保育園で実施し、子育て支援の拠点となることが望ましいが、拠点事業のための場所の確保・人員の確保等の問題もあり、実施園をふやすことが難しい。 ・利用者に伴う安全確保と感染防止	(前年度からの見直し点) 保育園在園児と兼用していた身長計・体重計を感染予防の観点から、拠点事業専用のものを購入する。	(見積についての特記事項) 参加親子同士、保育園在園児との交流などから感染に関する配慮、また安心感からなる、疎かになりがちな子どもの安全に関する配慮が必要

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	6. 学童保育所施設整備事業費			
項	3. 児童福祉費	細事業名				
目	6. 児童センター費	担当課・係	子育て支援課	(執行課: )		

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	6,836	要求										6,836
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード		事業番号									
		総事業費			事業期間								
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 放課後児童健全育成事業実施要綱											

<b>&lt;事業に関する説明&gt;</b>		
(事業の説明) 学童保育所未整備小学校区である和田小学校区に学童保育所施設整備及び老朽化等に伴う改修工事を行う。 また、佐倉老幼の館学童保育所にトイレを増設する。	(事業の目的) 学童保育所未整備小学校区である和田地区へ学童保育所を整備するとともに、佐倉老幼の館トイレ増設工事を行い、学童保育環境の向上を図る。	(事業の効果) 和田地区への学童保育所整備により、市内の全ての小学校区へ学童保育所が整備され、共働き家庭の子育て支援がより一層図られる。 また、トイレ増設工事を行うことにより、施設環境の向上が図られる。
(事業実施上の問題点) 学童保育所入所児童数増加に伴う備品・消耗品の不足、施設の老朽化が著しい。	(前年度からの見直し点) 学童保育所未整備小学校区の和田地区へ学童保育所を整備する。佐倉老幼の館学童保育所の施設環境を向上させるため、トイレ増設工事を行う。	(見積についての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	7. 児童センター施設整備事業費				
項	3. 児童福祉費	細事業名					
目	6. 児童センター費	担当課・係	子育て支援課 (執行課: 子育て支援課)				

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	県支出金									一般財源
要求額	4,242	7,349	要求	4,242									3,107
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード							事業番号				
		総事業費							事業期間				
		年度別事業費											
													(事業実施に関する根拠法令) 児童福祉法

<事業に関する説明>

(事業の説明) 児童センター(老幼老の館)施設の老朽化に伴い、改修工事を行う。	(事業の目的) 施設改修を行うことにより、来館者が安全で快適な利用に資する。	(事業の効果) 利用者へ安全で快適な施設環境を提供することができる。
(事業実施上の問題点) 老朽化が激しく、抜本的な改修が必要な施設がある。	(前年度からの見直し点) 計画的な施設改修工事等を実施する。	(見直しについての特記事項)

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	3. 民生費	事業名	5. 青少年施設整備事業				
項	3. 児童福祉費	細事業名					
目	7. 青少年対策費	担当課・係	児童青少年課	(執行課: 資産管理経営室)			

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	1,223	要求										1,223
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード						事業番号					
		総事業費						事業期間					
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)  
 佐倉市立青少年センターの設置及び管理に関する条例、佐倉市立青少年センターの管理及び運営に関する規則、佐倉市青年館設置及び管理に関する条例、佐倉市青年館運営管理規則

<事業に関する説明>

(事業の説明) ・青少年センターの厨房の修繕を行う。 ・江原青年館の廃止に伴い、解体時の廃棄物処理を行う。	(事業の目的) ・青少年センターの修繕を行い、利用者の利便性の向上を図る。 ・江原区が主体となり江原青年館を解体し、地区集会所を新築予定のため、解体費用の一部である建築廃材処分費を市が負担することで、自治会への活動支援を行う。	(事業の効果) 施設利用者に、安全で利便性の高い施設を提供できる。
(事業実施上の問題点) 青少年センター、青年館とも老朽化が目立っている。	(前年度からの見直し点) 特になし。	(見直しについての特記事項) 特になし。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	4. 衛生費	事業名	5. 特定疾患見舞金支給事業費				
項	1. 保健衛生費	細事業名					
目	1. 保健衛生総務費	担当課・係	健康増進課	(執行課: 健康増進課)			

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	62,400	要 求										62,400
決定額			決 定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*						事業番号					
		総事業費						事業期間					
		年度別事業費											

(事業実施に関する根拠法令)  
 佐倉市特定疾患見舞金支給条例  
 佐倉市特定疾患見舞金支給条例施行規則

<事業に関する説明>

(事業の説明) 千葉県特定疾患医療受給者票及び千葉県小児慢性特定疾患医療受診券所持者に対して月額5,000円の見舞金の支給を行います。	(事業の目的) 特定疾患による長期療養者に対して療養見舞金を支給することによりその者を援護し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。	(事業の効果) 医療費の自己負担の軽減、併せて生活の安定と福祉の増進を図っている。
(事業実施上の問題点) 療養見舞金の支給による事業成果の評価が困難である。	(前年度からの見直し点) 平成22年度より、対象疾患の範囲を拡大し、千葉県小児慢性特定疾患治療研究事業で公費助成する11疾患群(513疾患)を含める。	(見積についての特記事項) 平成22年5月末現在、市民の特定疾患医療受給者票の対象者及び小児慢性特定疾患医療受診券の所持者1,040人として積算した。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	4. 衛生費	事業名	6. 子ども医療費助成事業費		
項	1. 保健衛生費	細事業名	2. 子ども医療費助成事業費(市費拡充分)		
目	1. 保健衛生総務費	担当課・係	児童青少年課	(執行課: 児童青少年課)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	76,166	要求									76,166
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード		事業番号									
		総事業費				事業期間							
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市子ども医療費助成事業規則											

<事業に関する説明>

(事業の説明) 子どもの医療費に対して助成する。(千葉県補助事業) 助成対象は、通院は小学校3年生まで、入院は小学校6年生まで。 個人負担額=200円/回・日。 千葉県の補助基準は入院・通院とも小学校3年生まで。 個人負担額=300円/回・日。所得制限あり。	(事業の目的) 子育て支援施策の更なる充実に寄与することを目的とし、もって子どもの保健の向上及び福祉の増進を図る。	(事業の効果) 子どもの保険の向上及び福祉の増進を図ることができる。
(事業実施上の問題点) 流行疾病の規模等により、事業費の変動がある。	(前年度からの見直し点) (制度改正)平成22年12月1日保険診療分から、助成対象者を拡大した。 通院は小学校3年生まで。入院は小学校6年生まで。(千葉県補助基準は、入院・通院とも小学校3年生まで)	(見積についての特記事項) 前年度の実績をもとに算定している。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	4. 衛生費	事業名	7. 健康増進企画費				
項	1. 保健衛生費	細事業名					
目	1. 保健衛生総務費	担当課・係	健康増進課	(執行課: 健康増進課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳										一般財源
要求額	0	4,292	要求										4,292
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*					事業番号						
		総事業費					事業期間						
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 健康増進法											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療を取り巻く制度や環境整備に関する専門分野に関して意見を求める地域医療協議会の運営を行います。</li> <li>・健康増進計画「健康さくら21」の進行管理や評価、市の施策に関して意見を求める健やかまちづくり推進委員会の運営を行います。</li> <li>・現行の健康増進計画「健康さくら21」の計画期間が平成24年度までであることから、次期計画策定のための基礎調査を実施します。</li> </ul>	(事業の目的) <ul style="list-style-type: none"> <li>・附属機関の適性運営により市民の健康づくり施策の推進を図ります。</li> <li>・次期計画策定のための基礎資料を得ます。</li> </ul>	(事業の効果) <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的な精度管理や評価が求められる保健事業の運営や地域医療に関する事案の方針及び基準の調整が図れます。</li> <li>・「健康さくら21」の進行管理、評価などを行い、適切かつ効果的な事業実施が図れます。</li> <li>・次期計画策定にあたっての基礎資料が得られます。</li> </ul>
(事業実施上の問題点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画の施策の評価を次期計画にも反映させる必要があるため、次期計画の策定スケジュールが過密にならざるをえません。</li> </ul>	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 「健康さくら21」は、目標に対する結果を評価しながら次の施策へと繋げていくことが重要であるため、計画の継続性が必要となります。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	4. 衛生費	事業名	3. 感染症等予防事業費(任意予防接種)				
項	1. 保健衛生費	細事業名					
目	3. 予防費	担当課・係	健康増進課	(執行課: 健康増進課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	県支出金									一般財源
要求額	181,643	377,932	要 求	181,643									196,289
決定額			決 定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*		事業番号									
		総事業費		事業期間									
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 千葉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金事業補助金交付要綱(仮称)											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金(仮称)を受け、子宮頸がん予防(HPV)ワクチン、ヒブ(インフルエンザ菌b型)ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施する。 また、高齢者65歳以上を対象に成人用肺炎球菌ワクチンの費用助成を行う。	(事業の目的) ワクチンの予防接種により、子宮頸がん発生と小児の細菌性髄膜炎等の発生を抑制し、女性と乳幼児の健康維持を目的とする。 同様に、高齢者65歳以上の成人用肺炎球菌ワクチンの接種により高齢者の健康維持を目的とする。	(事業の効果) 予防接種は、個人が病気になるために接種するものであるが、多くの対象者が予防接種をすることにより、疾病そのものの蔓延予防につながる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 接種率については、国の補助事業であるHPV、ヒブ、小児用肺炎球菌については国の想定接種率を、成人用肺炎球菌ワクチンについては県内で公費助成を行っている市町村の平均値を想定値とした。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	4. 衛生費	事業名	3. 印旛郡市小児救急医療事業費				
項	1. 保健衛生費	細事業名					
目	4. 休日夜間急病診療所費	担当課・係	健康増進課	(執行課: 健康増進課)			

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位:千円)		
	(歳入)	(歳出)		財源内訳	県支出金	使用料及び手数料	諸収入						一般財源
要求額	141,803	153,696		要求	10,000	121,437	10,366						11,893
決定額				決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*								事業番号			
		総事業費								事業期間			
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) 佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例											

<事業に関する説明>

(事業の説明) 医療機関が休診となる夜間、日曜、祝日、年末年始の小児の急病に対処するため、印旛市郡医師会へ委託し佐倉市小児初期急病診療所の運営を行う。	(事業の目的) 一般医療機関が休みとなる休日・夜間における小児救急医療を確保する。	(事業の効果) 休日・夜間の小児の急病に対応する一次医療機関として機能し、二次救急医療機関(東邦大学医療センター佐倉病院・日本医科大学千葉北総病院・成田赤十字病院・国立病院機構下志津病院)との医療の連携体制がとられている。
(事業実施上の問題点) 診療業務は印旛市郡医師会に委託しているが、小児科医の減少・医師の高齢化が進むなど、医師の確保が難しくなりつつある。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 医療機関が休診となる夜間、日曜、祝日、年末年始時の小児の急病に対処しているため、市民が安心して暮らせるためには、急病診療所が継続して運営することが必要である。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	9. 教育費	事業名	15. 郡・県民体育大会事業費				
項	6. 保健体育費	細事業名					
目	1. 保健体育総務費	担当課・係	生涯スポーツ課	(執行課: 生涯スポーツ課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	765	要求									765
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*								事業番号			
		総事業費								事業期間			
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) スポーツ振興法											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 印旛郡市民体育大会、県民体育大会に出場する選手等に係る傷害保険加入、各競技の出場チームのユニホームのクリーニング等を行なう。 また、出場にあたって選抜チームを編成している軟式野球のユニホームが使用に耐えないため新たに購入する。	(事業の目的) 当市の代表選手が印旛郡内の大会で競技を行ない、県民体育大会への出場を目指すことにより、競技力向上とスポーツの普及・促進を図る。	(事業の効果) 市民体育大会にとどまらず、より高いレベルの大会に選手が出場することで、競技力の向上をより一層図ることができる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点) 開催地として要する経費を減額した。	(見積についての特記事項) 印東地区と印西地区とで隔年開催されることで、2年に1度、大会の会場設営や運営に要する経費が必要となる。

平成23年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	9. 教育費	事業名	4. スポーツ施設整備事業費				
項	6. 保健体育費	細事業名					
目	2. 体育施設費	担当課・係	生涯スポーツ課	(執行課: 生涯スポーツ課)			

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	5,993	要求									5,993
決定額			決定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策											
		施策体系コード*		事業番号									
		総事業費			事業期間								
		年度別事業費											
		(事業実施に関する根拠法令) スポーツ振興法											

<b>&lt;事業に関する説明&gt;</b>		
(事業の説明) 市民体育館の老朽化に伴う電気設備改修工事、競技規則改正に伴うバスケットコートライン変更等を行なう。また、経年劣化の進む青少年体育館の外壁について、塗装工事を行なう。	(事業の目的) 安全で快適なスポーツ施設	(事業の効果) スポーツ施設等の利用者の安全性と快適性を確保することにより、施設利用者の増加、さらには、スポーツ人口の増加へとつながる。
(事業実施上の問題点) 施設や設備が老朽化が顕著であり、修繕、改修、購入等を要する事態が頻繁に発生していることから、限られた予算の範囲内での対応に大変苦慮している。	(前年度からの見直し点) 施設、設備の経年劣化等の状況を確認し、予算要求を行なった。	(見積についての特記事項) スポーツ施設等は、利用料金や使用料を徴収し、貸出していることから、安心・安全な施設、満足度の高い利用の確保は必須である。